

最上町農業委員会 35回総会議事録

日 時 令和8年3月25日(水)10時00分～
場 所 最上町役場 3階 大会議室
招 集 者 最上町農業委員会 会長 渡部 浩栄

日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名委員の指定について
日程第3 議案

1. 出席状況(9名)

1番 大場 充	2番 松田満理子	4番 佐藤真由美	5番 中島日出夫
7番 藤畑 智	9番 渡邊 紀栄	10番 五十嵐一春	11番 小林 吉雄
12番 渡部 浩栄			

2. 会議に出席した農地利用最適化推進委員(5名)

	須貝 英幸	佐藤さゆり	齊藤 和広
菅 惇	高橋 孝彰		

3. 会議に出席した職員

事務局長 野口 勝世	庶務係長 後藤 卓哉	事務補助員 長島美由紀
------------	------------	-------------

4. 会議に付議した事項

議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農用地利用集積等促進計画の公告について
議案第3号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について

【開 会】

議 長 : 只今より、最上町農業委員会第35回総会を開催致します。本日の出席委員は9名です。定足数に達しておりますので総会は成立しております。

【会期の決定】

議 長 : 日程第4、会期の決定について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は本日1日限りといたします。
これに異議はございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

【議事録署名委員の指名】

議 長 : 日程第5、最上町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。それでは、議席番号7番 藤畑智委員、9番 渡邊紀栄委員 両名にお願い致します。

【議 事】

議 長 : それでは、日程第6、議事に入ります。
報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 : 議案書1ページにあります報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の提出が下記のとおりであったので、可否を決定しようとするものであります。1件あります。

令和8年3月25日提出

(報告第1号 朗読説明1件)

議長 : ただ今事務局より、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明がありました。

質問、意見はありませんか。

ご意見は無いようですので、賛成する方の挙手をお願いします。

全員賛成ですので、報告第1号については承認されました。

議長 : 続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局に説明を求めます。

事務局 : 議案書2ページにあります議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の提出が下記のとおりであったので、審議を求めるものがあります。7件あります。

(事務局説明 7件)

議長 : ただ今事務局より、議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」説明がありました。質問、ご意見はございませんか。

無いようですので、採決致します。議案第1号について原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員賛成と認めます。よって、議案第1号は原案どおり決定致しました。

議長 : 続きまして、議案第2号「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とします。事務局より説明お願い致します。

事務局 : それでは、議案書11ページにあります議案第2号「農用地利用集積等促進計画の公告について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の案を下記のとおり作成したので委員会の決定を付すものです。1件あります。

令和8年3月25日提出

議長 : ただいま、議案第2号「農用地利用集積等促進計画の公告について」のうち所有権移転の案件について事務局より説明がありました。

質問、意見はありませんか。

無いようですので、採決いたします。
議案第2号について原案どおり決定する事に賛成の方は挙手願います。

全員賛成と認めます。よって、議案第2号について原案どおり決定致しました。

議 長 : 続きまして、議案第3号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。事務局より説明お願い致します。

事務局 : それでは、別紙、議案第3号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」を説明いたします。(事務局説明)

議 長 : ただいま、議案第3号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」について事務局より説明がありました。
質問、意見はありませんか。

9番渡邊委員：新規就農者の相談対応について、農協と町の温度差があるがどうか。

事務局 : 新規就農の相談については、目的をもって相談する方と、漠然とタダ農業をやりたいと言う方もおります。町の農業の状況を説明しながら対応しているが、技術的な部分については農協の営農指導が不可欠であることから、連携してやっていきます。

高橋推進委員：3月2日に最上地区の新規就農相談があったが、最上町からは参加者がいなかったがどうか。

事務局 : この件に関しては指導農業士会の菅孝会長からも情報を頂いております。今後は町にも普及課等から情報提供してもらい周知していきたい思います。

他にありませんか。無いようですので、採決いたします。
議案第4号について原案どおり決定する事に賛成の方は挙手願います。

全員賛成と認めます。よって、議案第3号について原案どおり決定致しました。

【その他】

議長： 日程第7、その他について、事務局からありますか。

事務局説明

【閉会】

議長： 以上で本日の議案審議、並びに報告事項はすべて終了いたしました。
最上町農業委員会第35回総会を閉会いたします。

午前10時30分 終了

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____